

森林環境譲与税を活用した森林・林業・木材産業振興に関する
事業実施計画書

令和5年3月

岩泉町農林水産課

1 計画の策定にあたって

2050年カーボンニュートラルの実現をはじめ、急速な少子高齢化や人口減少、地方経済の停滞など、環境、経済、社会の包括的課題に取り組むことが社会全体の課題として求められています。森林、林業、木材産業についても、このような社会全体の求めにどのように貢献していくかが重要な視点となってきます。令和3年6月、新たな森林・林業基本計画は、このような視点をもって見直され、閣議決定されました。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の保全、地球温暖化の防止など、多面的機能を有しており、すべての国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であります。これらの機能を持続的に発揮させていくためには、森林を適切に整備及び保全していかなければなりません。

本町の森林面積は、総面積の92%を有しており、この多くの森林資源の活用と保全活動の取組は、産業、経済の成長へ繋がり、定住化が期待されるところでもあります。

このことから本計画は、森林環境譲与税を財源とする事業を実施するにあたり、森林環境譲与税の森林の有する公益的機能の維持増進の目的及びSDGsの理念に沿い、森林・林業・木材産業の持続性と成長の両立を目指すことを目標として策定しております。

2 町の現状と課題

(1) 森林・林業の現状と課題

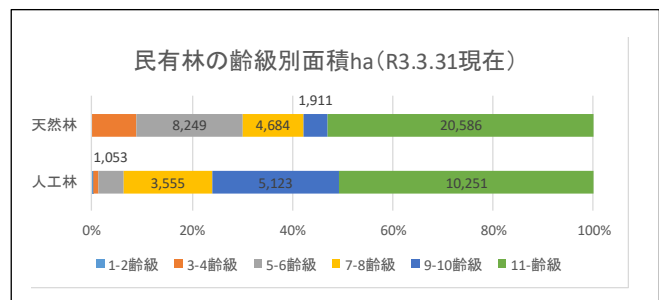
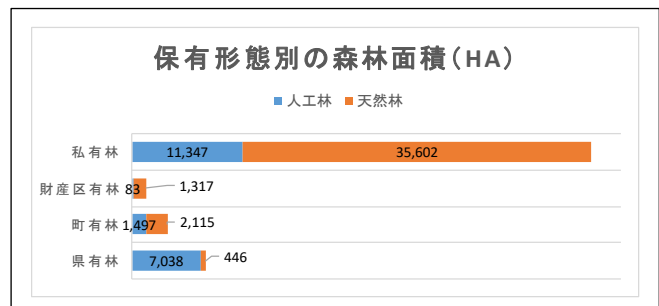
■人工林と自然林の割合

本町の森林は、昭和36年のフェーン災害復旧等を機として、以後営々と続けられてきた造林の推進により、アカマツ林を主体とした2万haに及ぶ人工林と多様な樹種、林相を有する4万haの広葉樹林で形成されている。

針葉樹、広葉樹の割合は、国有林を除いたデータでは、面積でそれぞれ33.8%、63.1%、蓄積は12,199千立方メートルでそれぞれ51.3%、48.7%となっている。このうち、人工林は19,966haで人工林率は32.6%となっており、県平均の42%を下回っている。

樹種別割合は、アカマツ54.8%、次いでカラマツ28.2%、スギ15.3%とアカマツ林が半数以上を占めている。

齢級別にみると、9齢級以上が75.4%と成熟し伐期を迎えた林分で占められている。

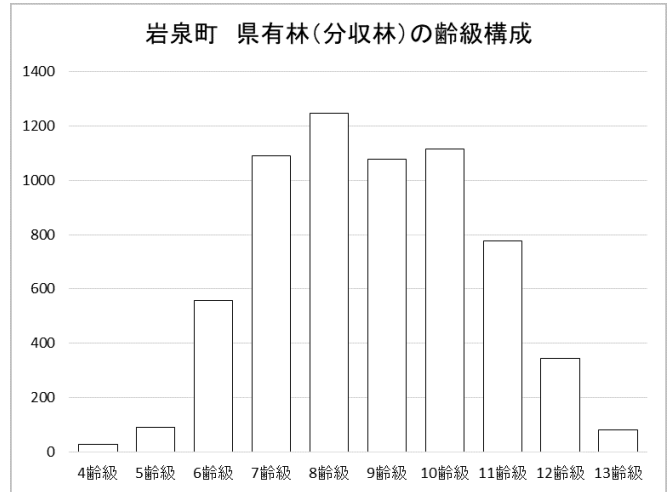


■分収林の齢級構成

今後、7 齢級（31～35 年生）以降の分収林が伐期を迎え、素材生産量の増加を見込んでいる。

しかし、6 齢級（26～30 年生）前の分収林面積が極端に少ないことから、急激な素材生産量の減少が想定される。

課題：7 齢級以降の分収林の伐採後に確実に再造林を行わなければ、将来の素材生産量に影響が出ることや、土砂崩れ等の災害が発生する恐れがある。

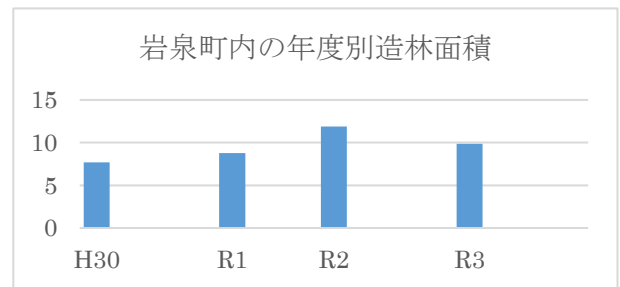


※齢級…植林した年を1年生とし、1～5年生を「1 齢級」と数える。

■造林・間伐施業の実績

造林の実施状況は低迷傾向にあり、平成 30 年度から令和 3 年度の造林面積は 38.2ha で、そのほとんどは小規模の個人等による造林となっている。

国有林を除く保育や間伐の実施状況は、令和 2 年度で保育間伐 119.6ha、搬出間伐 36.0ha が実施されている。



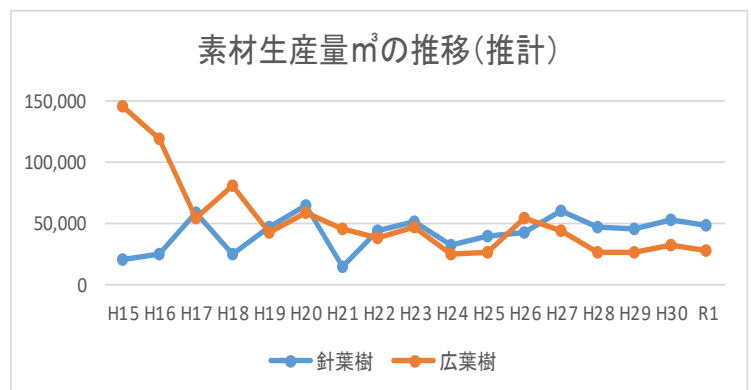
課題：再造林にかかる費用負担が大きいことによる再造林に対する意識の低下、造林作業従事者の不足により森林の再生が進んでいない箇所が点在している。

■素材生産量の推移

国有林を含める令和元年次の素材生産量は約 76 千立方メートル、うち針葉樹 48 千立方メートル、広葉樹 28 千立方メートルとなっている。

針葉樹は伐期の到来やウッドショック以降輸入材から国産材への移行が進み生産量は増加の傾向にある。

広葉樹はチップ、しいたけ、木炭用等の原木及び一部用材として利用されている。



課題：伐採箇所の奥地化や林業従事者及び原木搬出車両のオペレーター人員不足、針葉樹伐採への移行等により広葉樹の生産量は減少傾向にある。

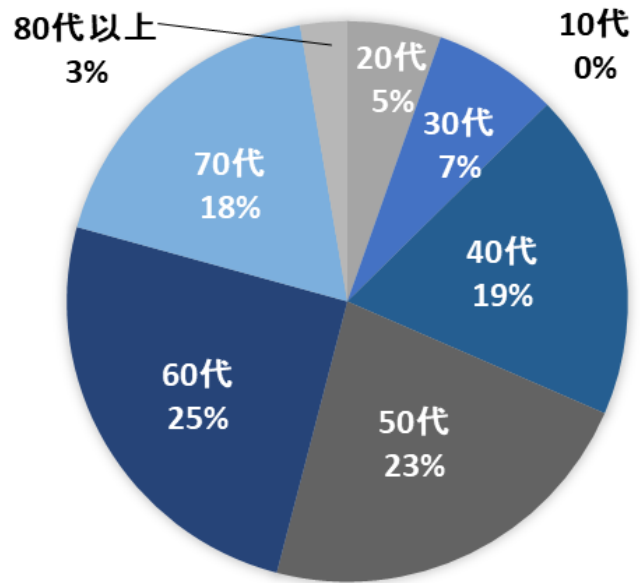
(アンケート実態調査から)

■素材生産事業者数と従事者の年齢構成

素材生産事業者数は、法人8社、個人事業主18者となっている。個人事業主のうち3者は主に請負作業を専門に行っている。

素材生産従事者数は、法人、個人事業主合わせて111人、年齢構成は10代が0%、20代が5%、30代が7%、40代が19%、50代が23%、60代が25%、70代が18%、80代以上が3%となっており、50代～60代の従事者が多い傾向である。県内における従事者数は、40代の従事者の割合が20%と一番多い報告となっている。(林業労働力実態調査(令和2年度実績)集計結果より)

素材生産従事者の年齢構成



課題：従事者全体の内60代以上の割合が4割以上であり林業関係従事者の高齢化が進んでいる。また、聞き取りから、林業事業者の6割が「作業従事者が不足している」と回答しており、ハローワーク等で募集を行っても新規の応募がない状況である。

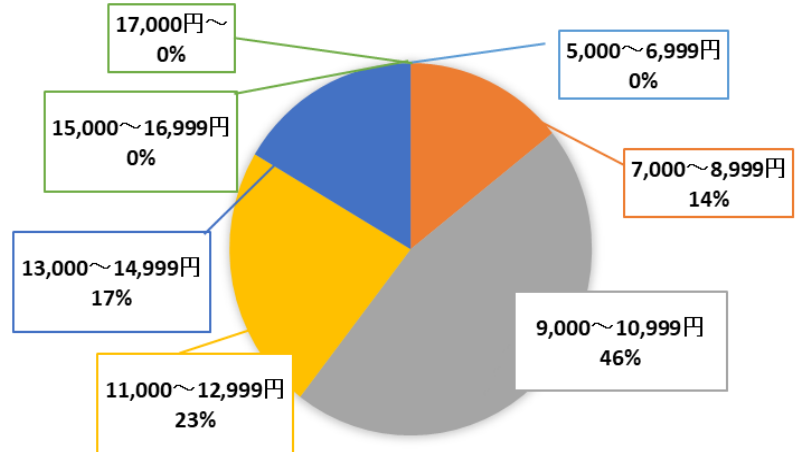
■林業事業者の支払い賃金

素材生産事業者から聞き取りによれば、林業従事者1人当たりの人件費は年額平均210万円となっている。町内における日額賃金は、9,000～10,999円をもらっている従事者が一番多く46%、続いて11,000～12,999円で23%、13,000～14,999円で17%となっている。

県内における日額賃金は、町内と同じく9,000～10,999円をもらっている従事者が一番多く32.1%、続いて7,000～8,999円で23.1%、11,000～12,999円で22.4%となっており、全体の約7割を占めている。(県林業労働力実態調査(令和2年度実績)集計結果より)

県内における他産業の日額賃金は、建設業で15,536円、製造業で12,636円である。(毎月労働統計調査地方調査結果より算定)

素材生産従事者の日額賃金



課題：上記より、他産業と比較して林業従事者の賃金は低い水準であると見込まれる。

■労働生産性の試算（1日1人当たりの生産量）

直近1年間での1日1人当たりの生産量は平均4.9立方メートル/人・日となっている。県平均は6.9立方メートル/人・日である。（岩手県林業・木材産業構造改革プログラムより、調査対象は県認定事業主である。）

課題：岩泉町の山林は、急斜面な箇所が多く、作業道開設、伐倒、木材の搬出等に係る時間、経費がかかることにより、生産量が県平均より下回っていると想定される。

■収集運搬のコストと需要

自社で伐採から運搬まで行っている林業事業者は3社あるが、ほとんどの事業者は町内の運送会社または木材運搬専門で請け負っている個人事業主に依頼することが多い。

聴き取りによると、繁忙期は木材の運搬を依頼するも1か月以上待つことがあるとのこと。

課題：木材運搬作業においても、人材及び運搬車台数不足が想定される。

(2) 木材産業の現状と課題

■町産材を活用した建築物件の推移

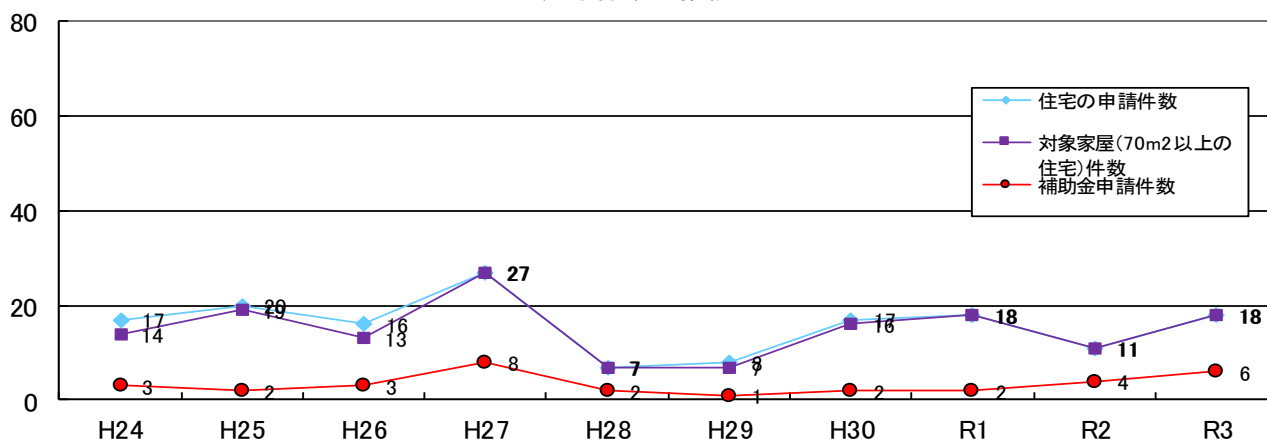
町産材利用拡大事業実績より

(件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
建築確認申請件数	64	54	39	56	35	53	99	36	22	33
住宅の申請件数	17	20	16	27	7	8	17	18	11	18
対象家屋(70m ² 以上の住宅)件数	14	19	13	27	7	7	16	18	11	18
補助金申請件数	3	2	3	8	2	1	2	2	4	6
補助導入率	21.4%	10.5%	23.1%	29.6%	28.6%	14.3%	12.5%	11.1%	36.4%	33.3%

※R1：面積要件廃止

建築件数の推移



課題：住宅申請は年度によりばらつきが生じているが、町産材を利用した住宅の申請件数は低迷傾向にある。特に近年は住宅への町産材の利用が少なくなっている。

(アンケート実態調査から)

■木材加工事業者数と従事者の年齢構成

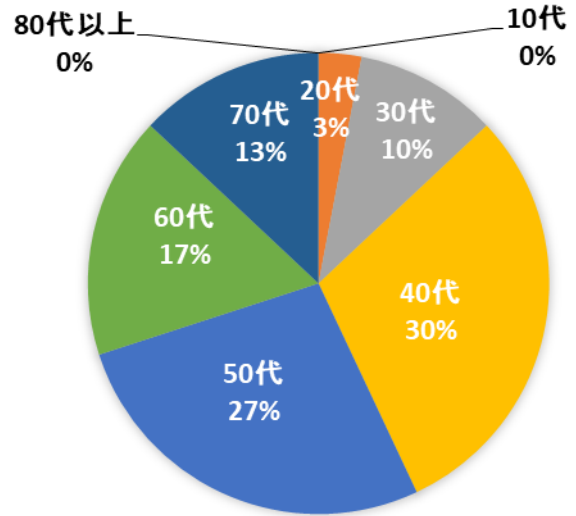
木材加工事業者数は、法人4社となっている。業態は、建材用製材1社、集成材用製材1社、チップ製造2社となっている。

従事者数は30人、年齢構成は10代が0%、20代が3%、30代が10%、40代が30%、50代が27%、60代が17%、70代が13%、80代以上が0%となっている。

40代～50代の従事者が多い傾向である。

課題：素材生産従事者と比較すると、60歳以上の割合は3割と低いが、将来、高齢化が進むと想定される。20～30代の若年層の新規就業者の確保が課題となる。

木材加工関係従事者の年齢構成



■木材加工事業者の支払い賃金

聴き取りによれば、従事者1人当たりの人件費は年額平均194万円となっている。

課題：素材生産事業体と同様、他産業と比較して林業従事者の賃金は低い水準であると考えられる。

■労働生産性の試算（1日1人当たりの生産量）

聴き取りによれば、製材、チップ製造で1.9立方メートル/人・日及び18.2t/人・日となっている。現在稼働している機械は長期で稼働しており老朽化している。

課題：機械の老朽化に伴い、生産量が減少している。また、作業スペースが手狭であり製品管理が行き届いていない状況である。

3 課題の改善に向けた施策の方針

課題解決のため次の3つの方針をもって、計画的な施策を展開していく。

■方針1 素材生産事業者の経営力の向上

生産事業者における就業者の高齢化と就業者数の減少は、森林の資源化の停滞を招くこととなることから、森林の資源化を継続していくためには、新たな就業者を確保していくことが重要である。そのためには、生産事業者における就業者の待遇面の改善に結び付く施策を講じていく必要であり、次の3項目により、生産事業者の利益を確保するための環境改善、新規雇用確保対策、事業者の法人化への誘導について実施していく。

○作業効率向上支援

- ・生産現場での作業効率の向上…作業道開設への支援対策、高性能林業機械の導入対策
- ・収集運搬の効率化…10トン運搬車の通行に支障がでないよう林道の部分改修対策、貯木するための必要箇所への中間土場整備

○雇用確保支援

- ・作業従事者の安定確保…新規雇用者に対する奨励金の交付、資格取得経費、安全装具購入支援
- ・小規模な山林を管理する自伐型林業者の育成支援
- ・高校生の林業就業体験

○事業者法人化支援

- ・個人事業者向け講習会の開催

■方針2 再造林の必要性と温暖化対策

人工林の再造林は、今後、分収林の伐期を本格的に迎える状況において、再造林を行わない森林が増加すると懸念されるところであり、未来につながる素材生産の森林づくりとして人工林を植林していく必要がある。したがって、再造林は、経済的及び公益的機能の保持の観点から、取り組んでいかなければならない。併せて、コストの低減や脱化石燃料の観点から、木質バイオマス資源を活用した設備の導入も進めていく必要がある。

○再造林化支援

- ・再造林適地選定事業…地形、面積、林道状況等条件が良好な人工林地を選定
- ・造林促進事業…適地選定された林地への再造林化支援

○森林資源の応用活用

- ・認証制度の導入による森林の付加価値の向上
- ・木質バイオマス施設の導入、薪ストーブ購入支援による地球温暖化対策

■方針3 木材産業の活性化と地域内経済循環

素材生産事業者と同様に、木材産業事業者においても生産効率及び品質管理の向上のため、作業従事者の確保と事業経営の安定化支援を図る必要がある。

また、町産木材の利用を進め、地域経済の活性化及び循環を促進させる施策を構築する。

○木材産業の経営安定化

- ・木材産業事業者への継続的な原木供給の安定化を図る。

○町産材利用拡大

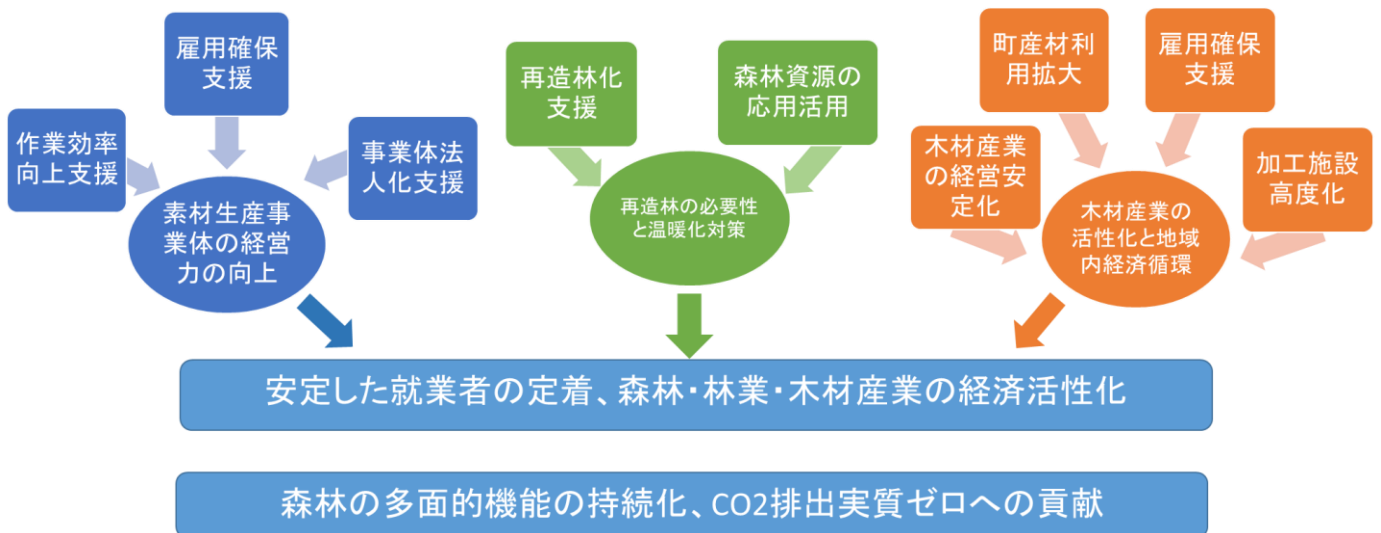
- ・公共施設での木材の積極的な利用
- ・建築物等の木材利用への支援

○雇用確保支援

- ・作業従事者の安定確保…新規雇用者に対する奨励金の交付、資格取得経費、安全装具購入支援

○加工施設高度化

- ・木材製材加工施設及び設備を高度化し、生産量及び作業効率の向上、持続的な木材供給を図る。



【図 施策のロジックモデル】

4 戦略的な施策

方針1 素材生産事業体の経営力の向上

【継続事業】

No	事業名	内容
①	作業道開設支援 (森林づくり事業)	林地への環境負荷の少ない長期使用可能な作業道路網整備を促進し森林所有者の森林経営意欲の向上を図る。 【補助額】 2,000 円/mの事業費 1/2 補助 上限 100 万円 当該事業に必要な森林の所有者が 2 人以上となる場合は 3/4 補助 上限 150 万円
②	高性能林業機械化促進事業	素材生産事業体の収益性、作業効率の向上、労働環境の改善を図るため支援。 【補助額】 リース、購入に係る経費（税抜き価格）1/3 補助 購入に限り上限 500 万円
③	高校生林業就業体験事業	地元の高校生を対象とした林業体験会を開催し、林業への関心を深めるとともに新規林業従事者の確保を図る。岩泉の明日の林業をつくる会主催。

【新規事業】

No	事業名	目的	内容	年次計画
④	林業雇用安定対策支援事業 (林業雇用安定対策支援事業交付要綱の改正)	素材生産事業者の作業従事者の人員不足及び高齢化が進んでいることや作業に要する資格も多いことから雇用支援を行うことで、作業従事者の安定的確保に努める。	【対象者】 町内に事務所を有する法人又は個人事業主 町内に住所を有する新規作業従事者（社会保険等を完備していること） 【対象期間】 雇用開始月から 3 年間 【補助内容】 ・新規作業従事者 4 万円/月、雇用事業者 2 万円/月の奨励金 ・新規作業従事者の資格取得に係る年度内に受講する合計費用に対し 1/2 補助（上限 6 万円） ・新規作業従事者の作業用安全用品の購入に対し、1/2 補助（上限 5 万円） 1 人 1 回限り ※継続実施	R5 年度～ 事業実施

No	事業名	目的	内容	年次計画
⑤	町管理林道改良・中間土場整備事業	既存の町管理林道は大型運搬車（10 t）の進入が困難な箇所があることから、町管理林道の改良、集積土場の整備を行い、大型運搬車が伐採等施業地付近まで進入できるようにすることで原木運搬のコストの低減を図る。	<p>【対象】 再造林適地選定にて認定された区域に隣接する町管理林道</p> <p>【内容】 林道の改良、集積中間土場の整備</p> <p>【事業実施主体】 岩泉町</p> <p>改良箇所や土場の適地箇所の調査は森林組合に委託予定。</p> <p>再造林適地選定事業と並行して進める。</p>	<p>R5年度 適地箇所選定 調査委託</p> <p>R6～R8年度 用地取得、 設計、工事</p>
⑥	個人事業主法人化支援	従業員の福利厚生を充実させることで新規従事者の安定的確保を図るため、個人事業主の法人化に向けた支援を行う。	<p>【対象者】 素材生産を行う個人事業主</p> <p>【内容】 町主催による個人事業主向け講習会の開催</p> <p>個人事業主の状況に応じて、法人化に向けた支援</p>	<p>R5、6年度 講習会の開催</p> <p>R7年度～ 法人化に向けた支援</p>

方針 2 再生林の必要性と温暖化対策

【継続事業】

No	事業名	内容
①	FSC 認証制度	適切に管理された森林から産出した木材等に認証マークを付けることにより、持続可能な森林と保護を図るための国際的な認証制度。

【既存事業の拡充】

No	事業名	現行	拡充内容
②	造林促進事業 (森林づくり事業)	【対象作業】 植え付け 【補助率】 0.1~0.5ha 未満 : 5/10 0.5ha 以上 : 施業経費 8/10 から他補助事業を控除した額以内	【対象作業】 地ごしらえ、植付け、下刈り、除伐、有害鳥獣被害防止施設の設置 【補助率】 森林経営計画未策定箇所 : 5/10 森林経営計画策定済箇所 : 施業経費 8/10 から他補助事業を控除した額以内 再生林適地選定にて認定された箇所の地ごしらえ及び植付け施業分には、上記補助率に 2 割嵩上げ。

【新規事業】

No	事業名	目的	内容	年次計画
③	再生林適地選定事業	県分収契約林の伐採時期が今後全盛期を迎えるにあたり、伐採後の再生林が行われないことが懸念される。森林保全の観点から早期の林地化を促進することが必要である。	経営コストに見合う箇所を県分収契約林内から選定し、「森林づくり事業」の造林に係る補助について嵩上げ対象とする。調査委託は岩泉町森林組合を予定。 ※林道中間土場整備事業と並行して進める。	R5 年度 適地選定調査委託 (1 期目) R6 年度 認定箇所の所有者へ説明、認定
④	自伐型林業者育成事業	森林環境保全の推進のため小規模な山林を管理、整備できる自伐型林業者の育成を支援し、森林整備実施面積を増やす。	自伐型林業者の活動に対し支援できるよう進める。	R5 年度 関係機関との調整等を行い支援内容について協議を進める。 R6 年度 事業実施
⑤	木質バイオマス施設導入支援	温暖化対策の観点から、町内の施設等に木質バイオマスを使用した設備を導入し、CO ₂ の排出削減や森林資源の無駄ない利用を進める。	公共施設や民間施設の導入支援、灯油ボイラーから木質バイオマスを利用したボイラーへの転換支援。	R5 年度 候補地選定、協議 R6 年度～ 設計、導入

No	事業名	目的	内容	年次計画
⑥	薪ストーブ 購入支援	⑤の支援同様、温暖化の観点から、町内住宅等の薪ストーブの設置を推進。	町内の住宅等に設置する薪ストーブの設備に係る経費を支援。	R5年度 関係機関との調整等を行い、支援内容について協議を進める。 R6年度 事業実施
⑦	J-クレジットの導入	省エネの取り組みが具体的数値として見える化でき、会社や自治体等の意欲向上や意識改革に繋げる。	適切な森林管理によるCO2等の収集量を「クレジット」として国が認証する制度。森林整備を行う山林を登録、認証し、クレジットの販売を行う。この取り組みに賛同する会社等が購入することで町の収益になる。	R5～6年度 登録、認証準備 R7年度 登録、認証申請手続き R8年度 クレジット販売 翌年度以降から収益を得ることができる。

方針3 木材産業の活性化と地域内経済循環

【継続事業】

No	事業名	内容
①	公共施設での木材の積極的な利用	町が発注する公共施設の建設等に使用する木材に町産材を使用するよう努める。施設の木造・木質化の推進を図る。

【既存事業の拡充】

No	事業名	現行	拡充内容
②	町産材利用拡大事業	<p>【対象建築物】 町内に建築する以下の建物 木造住宅 農林水産業に係る建築物</p> <p>上記建築物の新築及び大規模な増改築</p> <p>【補助率】 住宅：2万円/m³（上限100万円） 農林水産業に係る建築物：1万円/m³（上限100万円）</p>	<p>【対象建築物】 町内に建築する以下の建物 住宅 農林水産業に係る建築物 店舗、会社の事務所、作業場</p> <p>上記建築物の新築及びリフォーム（内装のみの改修も含む）、付随する外構工事</p> <p>【補助率】 木材購入費用の1/3補助（税抜き価格、運搬費は含まない） 新築：上限300万円 リフォーム、外構工事：上限100万円</p>

【新規事業】

No	事業名	目的	内容	年次計画
③	木材産業雇用安定対策支援事業 (林業雇用安定対策支援事業交付要綱の改正)	木材製材加工事業者の作業従事者の人員不足及び高齢化が進んでいることや作業に要する資格も多いことから雇用に対する支援を行うことで、作業従事者の安定的確保を図る。	<p>【対象者】 町内に事務所を有する法人又は個人事業主 町内に住所を有する新規作業従事者（社会保険等を完備していること）</p> <p>【対象期間】 雇用開始月から3年間</p> <p>【補助内容】 ・新規作業従事者4万円/月、雇用事業者2万円/月の奨励金 ・新規作業従事者の資格取得に係る年度内に受講する合計費用に対し1/2補助（上限6万円） ・新規作業従事者の作業用安全用品の購入に対し、1/2補助（上限5万円） 1人1回限り ※継続実施</p>	R5年度～事業実施

No	事業名	目的	内容	年次計画
④	木材産業経営安定化支援事業	原木価格が高騰する中、一次加工後の木材は取引価格が低く、木材産業事業者の負担が大きいことから、仕入れに係る支援を行い経営の安定化を図る。	原木供給量及び価格の安定化を図る支援を実施。	R5年度 関係機関との調整等を行い支援内容について協議を進める。 R6年度 事業実施
⑤	木材供給安定化支援	地域内経済循環を推進するにあたり、木材加工施設の高度化を図ることで長期的に安定した木材供給体制を強化する。	町内木材製材加工事業者と協議の上、必要な場合は施設等整備の支援を行う。	R5年度～ 関係団体との協議

森林経営管理制度に関する事業

No	事業名	内容
①	森林経営管理制度による意向調査	森林経営管理法に基づき、森林所有者への森林管理にかかる意向調査を行う。
②	森林経営管理制度による森林整備	上記意向調査により、私有林の森林を管理することができない場合に、町が代わりに管理を行う。 森林経営管理実施方針を策定し、方針に基づいて、経済林になり得る森林は県認定の「意欲と能力のある林業事業体」に再委託し、その他の森林を町が管理及び整備を行う。

その他事業

No	事業名	内容
①	畑わさび栽培林間活用	畑わさび生産者が栽培のために行う間伐及び作業道開設の施業に係る経費を補助する。 【補助額】 間伐：0.1ha 当たり 3 万円を上限とする経費の 1/2 補助（上限 30 万円） 作業道開設：1,500 円/m を上限とする経費の 1/2 補助（上限 75 万円）
②	ナラ枯れ対策事業	ナラ枯れ被害地域の広葉樹伐採及び運搬に係る経費を補助する。 【補助額】 1,000 円/m ³ ただし、県補助事業を活用できない場合に限る。
③	間伐促進事業（森林づくり事業）	【対象作業】 搬出間伐、保育間伐 【補助率】 森林経営計画未策定箇所：5/10 森林経営計画策定済箇所：施業経費 8/10 から他補助事業を控除した額以内
④	特用林産物栽培原料確保支援事業	岩泉きのこ産業が購入する菌床の原材料となるナラ材のおが粉の購入費に対し補助。（令和 5 年度のみ実施） おが粉の購入を見合わせる事態となった場合、おが粉を生産する木材加工事業者やおが粉の原料となる原木を生産する素材生産事業者まで影響範囲が拡大するおそれがあることから、間接的に各林業事業体の生産体制の維持を支援する。 【補助額】 おが粉年間購入費用の 2/3 補助 ただし、他補助金は控除。
⑤	町有林造成事業	町有林内の広葉樹の伐採を行い、森林の若返りを図ることで、町内ナラ枯れ被害の拡大防止を図る。
⑥	森林クラウドシステムの利用	現行の「森林資源管理システム」のクラウド化のため、インターネット回線を使用し森林情報の更新・共有等の利便性を向上させるもの。
⑦	林業関係業務人員体制の強化	森林経営管理に関する業務や町内森林の整備に関する業務を行う従事者（地域林政アドバイザー）を確保する。

5 目指す目標値(KPI)

指標	単位	現状値	目標値(R8)
造林面積の増加	ha	9.87 (R3)	20
素材生産従事者増加	人	- (111) (R4)	8
木材製材加工従事者の増加	人	- (30) (R4)	4
法人移行事業者数	社	- (R4)	2